

# 投資顧問契約の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、投資顧問契約を締結していただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

## 投資顧問契約の概要

投資顧問契約は、有価証券の価値等、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、決してお客様を拘束するものではありません。助言の結果、お客様に損害を発生することがあっても当社はこれを賠償する責任は負いません。

## 当社の概要

商号：AAA投資顧問株式会社

登録番号 関東財務局長(金商)第2342号

住所：〒104-0043

東京都中央区湊一丁目12番11号

連絡先：TEL：03(3523)5510

FAX：03(6280)2202

資本金：101万円

設立年月日：平成17年11月1日

役員の氏名：代表取締役 新田将人

主要株主：土屋博文

分析者・投資判断者

杉浦和孝 南部大介 小島良太

助言者

杉浦和孝 南部大介 小島良太

当社が加入している金融商品取引業協会

当社は加入している金融商品取引業協会はありません。

当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、イベント、セミナー、スクール等の企画・運営、各種教材販売を行っています。

## リスク

投資顧問契約により助言する金融商品の価値等についてのリスクは、次の通りです。

### (1) 為替変動

常に変動する為替レートにより損失をこうむる可能性があります。お取引内容を十分ご理解いただいた上、ご自身の判断でお取引ください。

### (2) 信用取引等

信用取引やデリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

### (3) 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

## 助言の内容及び方法

※以下①～⑥の会員区分に分かれます。

### ①VIPミリオンコース

#### ・VIPミリオンコース専用推奨銘柄

弊社ホームページの専用ページの提供情報一覧にて、国内株式にかかる相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報及び売買指示内容を記載、更新し、新着情報に関しては、お客様のご希望により電話又は携帯やパソコンにEメールでお知らせ致します。(計月1から10銘柄)

#### ・EXゴールドコース専用推奨銘柄情報

弊社ホームページの専用ページの提供情報一覧にて、相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報及び売買指示内容を記載、更新し、新着情報に関しては、お客様のご希望により電話又は携帯やパソコンにEメールでお知らせ致します。(計月1から8銘柄)

#### ・初回ボーナス資産形成銘柄

弊社ホームページの専用ページの提供情報一覧にて、相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報及び売買指示内容を記載、更新し、新着情報に関しては、お客様のご希望により電話又は携帯やパソコンにEメールでお知らせ致します。(契約時に1銘柄提供)なお、

初回ボーナス資産形成銘柄として提供する銘柄は相場の状況によってVIP ミリオンコース専用推奨銘柄及びEX ゴールドコース専用推奨銘柄と重複する可能性があります。

## ②EX ゴールドコース

### ・EX ゴールドコース専用推奨銘柄情報

弊社ホームページの専用ページの提供情報一覧にて、国内株式にかかる相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報及び売買指示内容を記載、更新し、新着情報に関しては、お客様のご希望により電話又は携帯やパソコンにEメールでお知らせ致します。(計月1から8銘柄)

### ・初回ボーナス資産形成銘柄

弊社ホームページの専用ページの提供情報一覧にて、相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報及び売買指示内容を記載、更新し、新着情報に関しては、お客様のご希望により電話又は携帯やパソコンにEメールでお知らせ致します。(契約時に1銘柄提供) なお、初回ボーナス資産形成銘柄として提供する銘柄は相場の状況によってVIP ミリオンコース専用推奨銘柄及びEX ゴールドコース専用推奨銘柄と重複する可能性があります。

## ③ロイヤルクラウンコース

### ・ロイヤルクラウンコース専用推奨銘柄

弊社ホームページの専用ページの提供情報一覧にて、国内株式にかかる相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報及び売買指示内容を記載、更新し、新着情報に関しては、お客様のご希望により電話又は携帯やパソコンにEメールでお知らせ致します。(計月1から10銘柄)

### ・VIP ミリオンコース専用推奨銘柄

弊社ホームページの専用ページの提供情報一覧にて、相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報及び売買指示内容を記載、更新し、新着情報に関しては、お客様のご希望により電話又は携帯やパソコンにEメールでお知らせ致します。(計月1から10銘柄)

### ・EX ゴールドコース専用推奨銘柄情報

弊社ホームページの専用ページの提供情報一覧にて、相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報及び売買指示内容を記載、更新し、新着情報に関しては、お客様のご希望により電話又は携帯やパソコンにEメールでお知らせ致します。(計月1から8銘柄)

### ・初回ボーナス資産形成銘柄

弊社ホームページの専用ページの提供情報一覧にて、相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報及び売買指示内容を記載、更新し、新着情報に関しては、お客様のご希望により電話又は携帯やパソコンにEメールでお知らせ致します。(契約時に1銘柄提供) なお、初回ボーナス資産形成銘柄として提供する銘柄は相場の状況によってVIP ミリオンコース専用推奨銘柄及びEX ゴールドコース専用推奨銘柄と重複する可能性があります。

## ④特注プレミアムスポットプラン専用推奨銘柄

期間契約プランにて提供している国内株式にかかる銘柄情報とは別に、特に当社が推奨する銘柄情報が存在する時のみに不定期に提供するサービスです。弊社ホームページ内の専用ページの提供情報一覧にて、相場動向及び弊社が推奨する個別銘柄情報1～5銘柄

(都度変更)とその売買指示内容を記載、更新し、新着情報に関しては、お客様のご希望により電話又は携帯やパソコンにEメールで計1回以上配信致します。

提供情報の料金に関しては、情報を提供する銘柄数、情報精度、情報内容、情報の収集のための期間や経費、提供する情報の精査分析に要する費用等に伴い、提供情報毎に当社指定の情報提供料金の範囲内にて変動となります。情報提供毎の詳細と商品価格に関しては、募集時の内容詳細ページにて事前確認が可能。尚、投資顧問契約期間は契約締結時交付書面の受領日から180日間となります。

また、本プランの購入者に対して提供した銘柄情報における個別銘柄のその後の株価動向・今後の見通し・関連ニュース等の情報を目標達成までの間、電子メールにて配信しフォローを行います。

なお、期間契約プランに加入のお客様も、本プランをご利用の際は、別途特注プレミアムスポットプラン料金をお支払いいただきます。

#### ⑤ポイント契約専用投資情報

##### ・ポイント契約専用投資情報

弊社ホームページの専用ページの国内株式にかかる提供情報一覧に相場動向に関するレポート又は投資に関するコラム又は弊社が推奨する個別銘柄情報1~40銘柄(都度変更)を記載、更新し、新着情報に関しては、お客様のご希望により電話又は携帯やパソコンにEメールでお知らせ致します。(閲覧に必要なポイント数は情報内容に応じて変動)

ポイント契約期間は、お客様の所持ポイントが0ポイントになった場合、もしくは契約締結時書面を受領した日から90日)とし、90日が経過すると自動的に消失、ポイント契約終了となります。

尚、会員に対し当社から顧客サービスの付加価値として無料贈呈した無料サービスポイントに関しては、会員がポイントを購入した際に当社が発行するポイントとは質を異にするものであり、情報を閲覧する際にはその効力を有するが、使用する事を目的とするに限定され、ポイントを所有しているという理由をもってしても、無料贈呈分ポイントに関しては一切、他の金品に代替出来ないものとします。

#### ⑥日経平均先物トレードプラン

ご契約期間中、会員であるお客様へ、株式投資及び日経平均先物取引に関する取引判断情報(売買シグナル)を、月曜から金曜までの毎日(土日祝等除く)お客様の登録メールアドレス宛に配信します。配布は電子メールで行い、電話による助言は行ないません。

#### 《契約期間・報酬》

##### ◆契約期間について

本契約の契約期間、契約料報酬の額及び支払いの方法は下記①~⑥会員区分のとおりとします。

## ①VIPミリオンコース

契約成立日 インターネット上にて申し込み弊社管理画面に登録した日とします

契約期間 契約成立日より3ヶ月(90日間)、6ヶ月(180日間)、12ヶ月(360日間)の3種類

契約は契約成立日を起算日とし、以後ご契約頂いた対象期間を会費の対象期間（以後、「対象期間」と呼ぶ）とします。対象期間満了日の前に今後の継続についてご連絡させて頂き、継続しての利用を希望される場合は改めて契約を締結して頂く必要があります。改めて契約を行わない場合は期間満了日にて終了となります。

契約解除は、対象期間に対して日割り計算で行っておりません。

契約継続 3ヶ月(90日間)、6ヶ月(180日間)、12ヶ月(360日間)の契約期間終了後、今後の継続についてご連絡させて頂きます。お改めてご契約を行って頂いた場合のみ、継続してご利用頂けます。  
(自動で契約は更新されません。お手続きを行って頂く必要があります。)

契約料報酬 3カ月間(90日間)の契約【500000円(消費税込み)】  
6カ月間(180日間)の契約【800000円(消費税込み)】  
12カ月間(360日間)の契約【1000000円(消費税込み)】  
※振込手数料はお客様ご負担となります。

支払い方法 【銀行振込による一括支払い】  
※分割支払いには対応しておりません。

## ○契約の変更

ご契約プランの変更を希望される場合は、電子メールまたは書面にて弊社までご連絡ください。

尚、ご契約内容により、変更手続きが下記のとおりとなりますので予めご了承ください。

### (1) 期間契約プランのお客様区分変更の場合

- ・受付後、契約中のコースに関しては、契約の残り日数を日割り計算し、ご返金させて頂きます。清算後、新たに契約して頂く事でコース期間変更とさせて頂きます。
- ・なお、お客様からの電子メールまたは書面によるお申し出に基づき、EX ゴールドコース契約からVIPミリオンコース契約への変更、EX ゴールドコース契約もしくはVIPミリオンコース契約からロイヤルクラウンコースへの契約変更のみをお受付致します。
- ・契約プラン変更の手続きには日数を要する場合があります。
- ・契約プラン変更の手続きに関する弊社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認がとれない場合、弊社は契約プラン変更の手續

きを停止することがあります。

- ・お客様がサイト利用規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合には、残りの契約期間分の返金は一切行わないものとします。

## (2) 期間契約プランの期間変更の場合

- ・受付後、契約中の期間に関しては、契約の残り日数を日割り計算し、ご返金させていただきます。清算後、新たに契約して頂く事で契約期間変更とさせていただきます。

- ・なお、1年コース(360日)契約より6ヵ月コース(180日)への変更、6ヵ月コース(180日)契約より3ヵ月コース(90日)への変更はお受付できません。

- ・契約コース期間変更の手続きには日数を要する場合があります。

- ・契約コース期間変更の手続きに関する弊社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認がとれない場合、弊社は契約変更の手続きを停止することがあります。

- ・お客様がサイト利用規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合には、残りの契約期間分の返金は一切行わないものとします。

## ○クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後の契約解除方法として、6ヶ月契約・12ヶ月契約の顧客が中途解約を行う場合は、次のとおり、解約を申し出た日の属する月に応じた会費を徴収し、残金が生じた場合は返金を行う。

### 6ヶ月契約の場合

- 1 解約を申し出た日が契約日から3ヶ月目の末日から10日前までに限り、3ヶ月分に相当する金40万円(税込)を控除した残金を返金する。

※解約を申し出た日が契約日から4ヶ月目以降となった場合は返金できない。

### 12ヶ月契約の場合

- 1 解約を申し出た日が契約日から3ヶ月目の末日から10日前までに限り、3ヶ月分に相当する金25万円(税込)を控除した残金を返金する。

- 2 解約を申し出た日が契約日から4ヶ月目乃至6ヶ月目の末日から10日前までに限り、6ヶ月分に相当する金50万円(税込)を控除した残金を返金する。

- 3 解約を申し出た日が契約日から7ヶ月目乃至9ヶ月目の末日から10日前までに限り9ヶ月分に相当する金75万円(税込)を控除した残金を返金する。

※なお、解約を申し出た日が契約日から10ヶ月目以降となった場合は返金できない。

## ②E Xゴールドコース

契約成立日 インターネット上にて申し込み弊社管理画面に登録した日とします

契約期間 契約成立日より1ヶ月(30日間)、3ヶ月(90日間)の2種類

契約は契約成立日を起算日とし、以後ご契約頂いた対象期間を会費の対象期間(以後、「対象期間」と呼ぶ)とします。対象期間満了日の前に今後の継続についてご連絡させて頂き、継続しての利用を希望される場合は改めて契約を締結して頂く必要がございます。改めて契約を行わない場合は期間満了日にて終了となります。

契約解除は、対象期間に対して日割り計算で行っておりません。

契約継続 1ヶ月(30日間)、3ヶ月(90日間)の契約期間終了後、今後の継続についてご連絡させて頂きます。お改めてご契約を行って頂いた場合のみ、継続してご利用頂けます。  
(自動で契約は更新されません。お手続きを行って頂く必要があります。)

契約料報酬 1ヶ月(30日間)の契約【100000円(消費税込み)】  
3ヶ月(90日間)の契約【200000円(消費税込み)】  
※振込手数料はお客様ご負担となります。

支払い方法 【クレジットカード、銀行振込による一括支払い】  
※分割支払いには対応しておりません。

### ○1ヶ月期間(30日間)の契約について

1ヶ月期間(30日間)の契約についてはE Xゴールドコースに初めて契約される方を対象とします。以前、契約を行った事がある場合は1ヶ月期間(30日間)での契約はお受け出来ません。こちらは契約書面の交付をもって一旦は契約が行われたものとし、契約締結後にクーリング・オフを利用された場合も同様の対応となります。

1ヶ月期間(30日間)の契約を行って頂いた場合、支払い完了後から1ヶ月後に1万円のキャッシュバックを行います。支払いはご指定頂いた銀行口座へと銀行振込にて行います。

キャッシュバックは契約締結後、契約料報酬の支払いが無い場合、クーリング・オフが適用された場合など報酬支払いが完了していない場合は適用外となります。

### ○契約の変更

ご契約プランの変更を希望される場合は、電子メールまたは書面にて弊社までご連絡ください。

尚、ご契約内容により、変更手続きが下記のとおりとなりますので予めご了承ください。

### (1) 期間契約プランのお客様区分変更の場合

- ・受付後、契約中のコースに関しては、契約の残り日数を日割り計算し、ご返金させていただきます。清算後、新たに契約して頂く事でコース期間変更とさせていただきます。
- ・なお、お客様からの電子メールまたは書面によるお申し出に基づき、EX ゴールドコース契約からVIP ミリオンコース契約への変更、EX ゴールドコース契約もしくはVIP ミリオンコース契約からロイヤルクラウンコースへの契約変更のみをお受付致します。
- ・契約プラン変更の手続きには日数を要する場合があります。
- ・契約プラン変更の手続きに関する弊社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認がとれない場合、弊社は契約プラン変更の手続きを停止することがあります。
- ・お客様がサイト利用規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合には、残りの契約期間分の返金は一切行わないものとします。

### (2) 期間契約プランの期間変更の場合

- ・受付後、契約中の期間に関しては、契約の残り日数を日割り計算し、ご返金させていただきます。清算後、新たに契約して頂く事で契約期間変更とさせていただきます。
- ・契約コース期間変更の手続きには日数を要する場合があります。
- ・契約コース期間変更の手続きに関する弊社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認がとれない場合、弊社は契約変更の手続きを停止することがあります。
- ・お客様がサイト利用規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合には、残りの契約期間分の返金は一切行わないものとします。

### ③ ロイヤルクラウンコース

契約成立日 インターネット上にて申し込み弊社管理画面に登録した日とします

契約期間 契約成立日より6ヶ月(180日間)、12ヶ月(360日間)の2種類

契約は契約成立日を起算日とし、以後ご契約頂いた対象期間を会費の対象期間（以後、「対象期間」と呼ぶ）とします。対象期間満了日の前に今後の継続についてご連絡させていただきます。継続しての利用を希望される場合は改めて契約を締結して頂く必要がございます。改めて契約を行わない場合は期間満了日にて終了となります。

契約解除は、対象期間に対して日割り計算で行っておりません。

契約継続 6ヶ月(180日間)、12ヶ月(360日間)の契約期間終了後、今後の継続についてご連絡させていただきます。お改めてご契約を行って頂いた場合のみ、継続してご利用頂けます。

(自動で契約は更新されません。お手続きを行って頂く必要があります。)



契約料報酬 6ヶ月間（180日間）の契約【2000000円（消費税込み）】  
12ヶ月間（360日間）の契約【3000000円（消費税込み）】  
※振込手数料はお客様ご負担となります。

支払い方法 【銀行振込による一括支払い】  
※分割支払いには対応しておりません。

#### ○契約の変更

ご契約プランの変更を希望される場合は、電子メールまたは書面にて弊社までご連絡ください。

尚、ご契約内容により、変更手続きが下記のとおりとなりますので予めご了承ください。

##### (1) 期間契約プランのお客様区分変更の場合

- ・受付後、契約中のコースに関しては、契約の残り日数を日割り計算し、ご返金させていただきます。清算後、新たに契約して頂く事でコース期間変更とさせていただきます。
- ・なお、お客様からの電子メールまたは書面によるお申し出に基づき、EX ゴールドコース契約からVIP ミリオンコース契約への変更、EX ゴールドコース契約もしくはVIP ミリオンコース契約からロイヤルクラウンコースへの契約変更のみをお受付致します。
- ・契約プラン変更の手続きには日数を要する場合があります。
- ・契約プラン変更の手続きに関する弊社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認がとれない場合、弊社は契約プラン変更の手続きを停止することがあります。
- ・お客様がサイト利用規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合には、残りの契約期間分の返金は一切行わないものとします。

##### (2) 期間契約プランの期間変更の場合

- ・受付後、契約中の期間に関しては、契約の残り日数を日割り計算し、ご返金させていただきます。清算後、新たに契約して頂く事で契約期間変更とさせていただきます。
- ・なお、1年コース(360日)契約より6ヵ月コース(180日)への変更はお受付できません。
- ・契約コース期間変更の手続きには日数を要する場合があります。
- ・契約コース期間変更の手続きに関する弊社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認がとれない場合、弊社は契約変更の手続きを停止することがあります。
- ・お客様がサイト利用規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合には、残りの契約期間分の返金は一切行わないものとします。

#### ○クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後の契約解除方法として、6ヶ月契約・12ヶ月契約の顧客が中途解約を行う場合は、次のとおり、解約を申し出た日の属する月に応じた会費を徴収

し、残金が生じた場合は返金を行う。

#### 6ヶ月契約の場合

1 解約を申し出た日が契約日から3ヶ月目の末日から10日前までに限り、3ヶ月分に相当する金100万円(税込)を控除した残金を返金する。

※解約を申し出た日が契約日から4ヶ月目以降となった場合は返金できない。

#### 12ヶ月契約の場合

1 解約を申し出た日が契約日から3ヶ月目の末日から10日前までに限り、3ヶ月分に相当する金75万円(税込)を控除した残金を返金する。

2 解約を申し出た日が契約日から4ヶ月目乃至6ヶ月目の末日から10日前までに限り、6ヶ月分に相当する金150万円(税込)を控除した残金を返金する。

3 解約を申し出た日が契約日から7ヶ月目乃至9ヶ月目の末日から10日前までに限り9ヶ月分に相当する金225万円(税込)を控除した残金を返金する。

※なお、解約を申し出た日が契約日から10ヶ月目以降となった場合は返金できない。

#### ④特注プレミアムスポットプラン専用推奨銘柄

契約成立日 インターネット上にて申し込み弊社管理画面に登録した日とします

契約期間 契約成立日より180日間

契約は契約成立日を起算日とし、以後ご契約頂いた対象期間を会費の対象期間(以後、「対象期間」と呼ぶ)とします。対象期間の満了をもって契約は終了となり、契約の更新は行われません。契約はクーリングオフ期間終了以降、期間途中での解約は受け付けておりません。なお、提供した銘柄情報における個別銘柄のその後の株価動向・今後の見通し・関連ニュース等の情報は目標達成までの間、電子メールにて配信しフォローを行います。目標を達成した場合は対象期間満期前に終了させて頂く事があります。

契約解除は、対象期間に対して日割り計算で行っておりません。

契約料報酬 【5000円～250000円(消費税込み)】

提供銘柄数(1～5銘柄・都度変更)、提供情報種別、相場状況、サポートの内容等により商品価格が都度変動。

※推奨する個別株式銘柄に係る概要情報・当該情報に係る契約期間・契約金額を事前に公表

※振込手数料はお客様ご負担となります。

支払い方法 【クレジットカード、銀行振込による一括支払い】

※分割支払いには対応していません。

#### ⑤ポイント契約専用投資情報

契約成立日 インターネット上にて申し込み弊社管理画面に登録した日とします

契約期間 契約成立日より 90 日間

契約料報酬 100 ポイント付与契約 【10000 円（消費税込み）】

500 ポイント付与契約 【30000 円（消費税込み）】

1000 ポイント付与契約 【50000 円（消費税込み）】

3000 ポイント付与契約 【100000 円（消費税込み）】

※振込手数料はお客様ご負担となります。

支払い方法 【クレジットカード、銀行振込による一括支払い】

※分割支払いには対応していません。

ポイントを利用した助言について

契約料報酬 【10 ポイント～3000 ポイント】

契約期間 契約成立日より 1 日～180 日間

提供銘柄数(1～40 銘柄・都度変更)、提供情報種別、相場状況、サポートの内容等により商品価格が都度変動。

※推奨する個別株式銘柄に係る概要情報・当該情報に係る契約期間・契約金額を事前に公表。

上記報酬のほかに発生する手数料はありません。

※契約は契約成立日を起算日とし、以後ご契約頂いた対象期間を会費の対象期間（以後、「対象期間」と呼ぶ）とします。対象期間の満了をもって契約は終了となり、契約の更新は行われません。契約はクーリングオフ期間終了以降、期間途中での解約は受け付けておりません。なお、提供した銘柄情報における個別銘柄のその後の株価動向・今後の見通し・関連ニュース等の情報は目標達成までの間、電子メールにて配信しフォローを行います。目標を達成した場合は対象期間満潮前に終了させて頂く事があります。契約解除は、対象期間に対して日割り計算で行っておりません。

## ⑥日経平先物トレードプラン

契約成立日 インターネット上にて申し込み弊社管理画面に登録した日とします

契約期間 契約成立日より 30 日間、その後次月日以降は自動更新

契約は契約成立日から 30 日を経過した日を更新日とし、以降も同様に 30 日を経過した日を更新日として契約は自動更新となります。更新日の 5 日前までに、次回以降の継続拒否のご連絡があった場合は、現在の契約期間終了をもって退会の処理とします。契約は契約成立日を起算日とし、以後同様に前期間の満了日から 30 日間を月会費の対象期間（以後、「対象期間」と呼ぶ）とします。対象期間満了日の 5 日前までに解約希望の旨を当社までご連絡頂いたとき、当該サービスを解約することができるものとします。契約解除は、対象期間に対して日割り計算で行っておりません。契約満了日 4 日前以降の申請の場合、次回の対象期間終了後の解約となります。

契約継続 対象期間 5 日前までに解約のお申し出がなかった場合は、自動継続とします

契約料報酬 【月額 50000 円(消費税込み)】

支払い方法 【クレジットカードによる支払い】

### クーリング・オフ

#### 1 (1) クーリング・オフ期間内の契約解除(10日以内の契約の解除)

契約締結時の書面を受け取った日（当該契約締結時書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時書面に記載すべき事項が内閣府例第五十六条第一項第一号に掲げる方法によって提供された場合にあっては当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日）から起算して10日以内に、書面により契約を解除することができます。契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。なお、契約解除の場合、投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額（電話代、封筒代等をいい、旅費等は含みません）に相当する金額を徴収することができるものとします。

#### (2) 解除時まで投資顧問契約に基づき助言を行なう場合

契約締結時の書面を受け取った日（当該契約締結時書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時書面に記載すべき事項が内閣府令第五十六条第一項第一号に掲げる方法によって提供された場合にあっては当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日）から起算して10日以内に、書面により契約を解除することができるものとします。契約の解除日は、顧客がその書面を発した日とします。尚、契約解除の場合は、日割り計算した報酬額(契約期

間の全期間に係る報酬の額を当該契約期間の総日数で除して得た額に、契約締結時交付書面を受領した日から解除時までの日数を乗じて得た額に相当する額。但し、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)を当社は請求することができます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差引いた残額を顧客に返金するものとし、契約解除に伴う損害賠償、違約金は請求しないものとします。

## 2 クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリングオフ期間経過後の契約解除方法として、自動更新の場合につき契約満了日の5日前までに顧客の契約解除の申し出があった場合現行の契約期間の終了日をもって契約満了日とする(但し、当社が認めた場合5日前までに限定されない)。契約解除は、対象期間に対して日割り計算で行っておりません。契約満了日4日前以降の申請の場合、次の対象期間終了後の解約となります(自動更新の場合)。

尚、ロイヤルクラウンコース、VIP ミリオンコース専用推奨銘柄の6ヶ月契約・12ヶ月契約の顧客が中途解約を行う場合は、次のとおり、解約を申し出た日の属する月に応じた会費を徴収し、残金が生じた場合は返金を行う。

### 6ヶ月契約の場合

1 解約を申し出た日が契約日から3ヶ月目の末日から10日前までに限り、次の通りとする。

#### ①ロイヤルクラウンコース

3ヶ月分に相当する100万円(税込)を控除した残金を返金する。

#### ②VIP ミリオンコース専用推奨銘柄

3ヶ月分に相当する金40万円(税込)を控除した残金を返金する。

※上記①②とも、解約を申し出た日が契約日から4ヶ月目以降となった場合は返金できない。

### 12ヶ月契約の場合

1 解約を申し出た日が契約日から3ヶ月目の末日から10日前までに限り、次の通りとする。

#### ①ロイヤルクラウンコース

3ヶ月分に相当する75万円(税込)を控除した残金を返金する。

#### ②VIP ミリオンコース専用推奨銘柄

3ヶ月分に相当する金25万円(税込)を控除した残金を返金する。

2 解約を申し出た日が契約日から4ヶ月目乃至6ヶ月目の末日から10日前までに限り、次の通りとする。

#### ①ロイヤルクラウンコース

6ヶ月分に相当する150万円(税込)を控除した残金を返金する。

#### ②VIP ミリオンコース専用推奨銘柄

6ヶ月分に相当する金50万円(税込)を控除した残金を返金する。

3 解約を申し出た日が契約日から7ヶ月目乃至9ヶ月目の末日から10日前までに限り、次の通りとする。

①ロイヤルクラウンコース

9ヶ月分に相当する225万円（税込）を控除した残金を返金する。

②VIP ミリオンコース専用推奨銘柄

9ヶ月分に相当する金75万円（税込）を控除した残金を返金する。

※なお、解約を申し出た日が契約日から10ヶ月目以降となった場合は返金できない。

補足事項

- ・お申し込み時に解約方法を電子メールでご案内しておりますので、必ずご確認ください。
- ・契約を終了する場合には、解約の手続きを行って頂く事で、期間満了をもって契約終了となります。
- ・対象期間満了日の5日前までに解約希望の旨を当社指定の解約フォームより契約商品名、名前、住所、電話番号、登録メールアドレスなどの必要事項を全て明記の上、申請することにより、当該サービスを解約することができるものとします。
- ・解約又は払戻し時にご負担いただく手数料はありません。
- ・契約解除は、一部を除き対象期間に対して日割り計算で行っておりません。契約満了日以降の申請の場合、次回の対象期間終了後の解約となります
  
- ・退会者についてクレジットカードにより会費が誤納付された場合は、誤納付判明の日から1週間以内に、退会者指定口座に振り込み手数料当社負担にて全額返金します。
- ・会員期間に制限はありません。ただし、会員から退会の申し出があったとき、クレジットカードの事故等により次月の会費が決済できなかったとき、会員としてふさわしくないと当社が判断したとき、または当社が本サービスを停止するときに終了します。

投資顧問契約に関する租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。詳細につきましては、税理士等専門家にお問い合わせください。

投資顧問契約の終了

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- (1) ご契約期間の満了(契約を更新する場合を除く)
- (2) クーリング・オフ期間内又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの専用フォームによる契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用をご参照下さい。）
- (3) 当社が、投資助言業を廃業したとき。

《顧客及び公衆の縦覧に供すべき事項》

当社の登録内容をお知りになりたい方は、関東財務局で、「登録簿」を自由にご覧になれます。

## 苦情処理措置・紛争解決措置の内容

苦情・紛争処理部門は、管理部が担当します。

1. 管理部は、顧客からの苦情や紛争、問い合わせ等に真摯に対応し、十分な説明責任を果たすことにより、顧客の理解を得るよう努めるものとします。
2. 顧客からの苦情等に対しては、迅速かつ適切に対処するものとし、重要な事案については、適時に取締役等に報告し、社内での情報共有を行うものとします。
3. 苦情・紛争等への対応については、「苦情処理規定・紛争処理規定」等の社内規則の規定によるほか、管理部は、必要に応じ営業部と対応につき協議を行い、また、管理部は、必要に応じ当社と協定を締結している東京弁護士会紛争解決センター等外部の専門家と連携を図り対応するものとします。
4. 当社への苦情・紛争の申出先を当社 WEB サイトによって顧客に周知し、並びに、苦情・紛争処理に係る業務運営体制及び社内規則を当社 WEB サイトにて公表致します。

苦情申出先及び連絡方法     A A A 投資顧問株式会社 03-3523-5510

## 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ①顧客を相手方として又は顧客の為に以下の取引を行うこと。
  - ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引。
  - ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理。
  - ・次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理。
    - 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引。
    - 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引。
  - ・店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理。
- ②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客からの金銭・有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ③顧客への金銭・有価証券の貸付け、又は貸付けの第三者への媒介、取次ぎ、代理を行うこと。